

相続 宅建 R03(10)-09-3 <<#979>>

【問】 正誤をつけよ。

Aには死亡した夫Bとの間に子Cがおり、Dには離婚した前妻Eとの間に子F及び子Gがいる。Fの親権はEが有し、Gの親権はDが有している。AとDが婚姻した後にDが死亡した場合における法定相続分は、Aが2分の1、Gが2分の1である。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 法定相続人

配偶者		常に相続人となる
第1順位	子 (胎児を含む)	実子と養子、嫡出子と非嫡出子の間に順位の差はない(代襲相続が認められる)
第2順位	直系尊属	親等の異なる者の間では、親等の近い者が優先する
第3順位	兄弟姉妹	代襲相続が認められる

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>